

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
3月17日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(三件) (環境政策課)	一
大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)	八
大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準に関する告示の一部改正(環境政策課)	八
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)	八
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)	九
航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課)	九
振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)	九
振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)	九
悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課)	九
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	〇
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	〇
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	〇
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	〇
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	〇
土地改良事業施行の認可(農村整備課)	一
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	一
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産課)	一
家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産課)	一
山口県建設業者提出書類閲覧所の設置に関する告示の一部改正(監理課)	四
光中央土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可(都市計画課)	四

岩国都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	一五
周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	一五
玖珂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	一五
周東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	一五
臨港地区の分区の指定(二件)(港湾課)	一六
公告	一六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	一六
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	一七
県管別所地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	一七
公共測量の実施(監理課)	一七
契約の締結(物品管理課)	一七
教委告示	一八
技能教育のための施設の指定	一八
労委公告	一八
山口県労働委員会のおつせん員候補者	一八



### 山口県告示第二百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月十七日から同年四月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井化学株式会社  
住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場  
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番一号

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定
三三一二	( $m^3/日$ ) 七四	平成一八、 五、一	平成一八、 八、一	平成一八、 八、一
"	( $m^3/日$ ) 六	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 一	"	"	"
三七一イ	( $m^3/日$ ) 六一〇	"	"	"
三七一口	( $m^3/日$ ) 五〇	"	"	"
三七一タ	( $m^3/日$ ) 二七九四、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 一、一〇四、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 一、一三二、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 七三六、四〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 二四、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 二二〇、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 一〇八、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 九六、〇〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 六一、四〇〇	"	"	"
"	( $m^3/日$ ) 五七、六〇〇	"	"	"

三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

(既 設)

備考 「三三一二」並びに「三七一イ」、「三七一口」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設、分離施設及び廃カス洗浄施設をいう。	"	"	"
	"	( $m^3/日$ ) 二四〇	( $m^3/日$ ) 四〇八〇
	"	"	"
	"	"	"
	"	"	"
	"	"	"

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燃 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m³)	
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	常	最
三三二	六・八	六・八	五〇	一〇〇	一〇	三〇	八	一七	四	二二	七四	七四
三七一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	一
三七〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六	六
三七〇	八	九	一五〇	二二五	四〇	五〇	〃	〃	〃	〃	四六	一〇八
三七〇	六	八	一、二〇〇	六、〇〇〇	三	一〇	〃	〃	〃	〃	五〇	五〇
三七〇	三	四・五	一八〇	二七〇	三三五	四七三	〃	〃	〃	〃	四四三	四七一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三	五	一	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三四	四八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四八	七二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三



処理後	"	九〇・五	二二〇	二〇	三〇	"	"	"	"	"
-----	---	------	-----	----	----	---	---	---	---	---

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		室 内 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	鉛油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)
"	八	通 常	九・九	通 常	一・八	通 常	三三〇、七六六
"	九、七	最 大	二〇	最 大	二	最 大	三四六、七七四
三		通 常	一〇	通 常	三	通 常	一六、〇〇〇
一		最 大	九	最 大	五	最 大	二四、〇〇〇

山口県告示第百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月十七日から同年四月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 日本ゼオン株式会社  
 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 日本ゼオン株式会社徳山工場  
 所在地 周南市那智町二番一号
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	工 事 着 手 予 定 日 年 月 日	工 事 完 成 予 定 日 年 月 日	使 用 開 始 予 定 日 年 月 日

備考 「三四-I」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供するろ過施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
三四一	通	浮遊物質 ( $mg/l$ )	六、五
五・五	常	窒素 ( $mg/l$ )	
六、五	最	窒素 ( $mg/l$ )	八、九・六
八、九・六	大	窒素 ( $mg/l$ )	
一五〇	通	窒素 ( $mg/l$ )	五二〇
一、〇〇〇	常	窒素 ( $mg/l$ )	
一・一	最	窒素 ( $mg/l$ )	一・五
一・五	大	窒素 ( $mg/l$ )	
検出せず	通	窒素 ( $mg/l$ )	三、五
検出せず	常	窒素 ( $mg/l$ )	
三、五	最	窒素 ( $mg/l$ )	五〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
凝集加圧浮上処理施設	鉄筋コンクリート	一四、四〇〇	凝集加圧浮上	連続	二四時間	概 變 動 な し	(既)		(設)
活性汚泥処理施設	"	七八〇〇	活性汚泥	"	"	"			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
凝集加圧浮上処理施設	処理前	浮遊物質 ( $mg/l$ )	五、〇五〇・八
	処理後	浮遊物質 ( $mg/l$ )	
活性汚泥処理施設	処理前	浮遊物質 ( $mg/l$ )	五、〇八六・七
	処理後	浮遊物質 ( $mg/l$ )	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
通	浮遊物質 ( $mg/l$ )	六、四三三・五	
常	窒素 ( $mg/l$ )		
最	窒素 ( $mg/l$ )	七、三七八・三	
大	窒素 ( $mg/l$ )		

No. 1	排水口	七・五	八・三	一五・八九	二〇・一	九・四	二〇	一・八	八・五四	一一・三	〇・三	〇・四	一四、五〇〇	二七、〇〇〇
-------	-----	-----	-----	-------	------	-----	----	-----	------	------	-----	-----	--------	--------

山口県告示第百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年三月十七日から同年四月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日  
 山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 宇部興産株式会社  
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 間 隔
四一イ	二、〇〇〇	平成一八、四、二〇	平成一八、六、一五	断 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「四一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十一号の香料製造業の用に供する洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	
通 常 最 大	燐 (mg/l)		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	四一イ	八	八六	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一〇	一〇	一〇	四〇〇	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・一
---------------------------	-----	---	----	-------	-------	----	----	----	-----	------	------	------	-----

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No.	排水口	排水の水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燃素 (mg/l)		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No. 10	排水口	七・五	八・五	四・四	五・七	一三	二五	二	六	一六	〇・二八	二	二八	三三、七三五	八九、九〇七・七
No. 8	排水口	"	六・九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八五二、一二〇	八五二、一二〇	
No. 7	排水口	八・三	八・五	三・一	"	"	"	"	"	"	〇・〇六	"	六四八、〇〇〇	六四八、〇〇〇	
No. 6	排水口	"	七・五	"	四・五	七	一三	"	〇・六	"	"	"	九一、二〇〇	九一、二〇〇	
No. 3	排水口	七・五	八・五	三・五	四・四	一八	二二	"	〇・六九	三	〇・〇五	〇・二	三六、七五〇	五一、五二四	
No. 2	排水口	七・二	"	六・七	七・四	二	二二	"	一・二	二	〇・〇六	"	四四、六一七・九	四六、七九六	
No. 1	排水口	七・四	八・五	二・四	二・九	一九	二〇	二・五	一七・九	四七・八	〇・〇五	〇・八	一一三、七三五	二九、九四五	

山口県告示第百三十二号

大気汚染防止法の規定に基づき硫酸酸化物に係る総量規制基準に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一の(三)中「区域」の下に「(岩国市にあつては、昭和五十一年九月一日における岩国市の区域に限る。）」を加える。

山口県告示第百三十三号

大気汚染防止法の規定に基づき燃料使用基準に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一の(三)中「区域」の下に「(岩国市にあつては、昭和五十一年九月一日における岩国市の区域に限る。）」を加える。

山口県告示第百三十四号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づき地域の指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百六十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行す



る。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

「、由宇町、玖珂町及び周東町」を削る。  
岩国市に係る別図を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県岩国環境保健所及び岩国市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**山口県告示第百三十五号**

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示（昭和五十五年山口県告示第百二十九号の四）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

表指定地域の欄中「、由宇町、玖珂町及び周東町」を削る。  
岩国市に係る別図を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県岩国環境保健所及び岩国市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**山口県告示第百三十六号**

航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定に関する告示（昭和五十五年山口県告示第百五十号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

別表第四中「及び玖珂郡由宇町」を削る。  
岩国市に係る別図を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県岩国環境保健所及び岩国市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**山口県告示第百三十七号**

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示（昭和五十三年山口県告示第百六十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

「、由宇町、玖珂町及び周東町」を削る。  
岩国市に係る別図を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県岩国環境保健所及び岩国市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**山口県告示第百三十八号**

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示（昭和五十三年山口県告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

表指定地域の欄中「、由宇町、玖珂町及び周東町」を削る。  
岩国市に係る別図を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県岩国環境保健所及び岩国市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**山口県告示第百三十九号**

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示（平成八年山口県告示第百五十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

「、由宇町、玖珂町及び周東町」を削る。

岩国市に係る別図を次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、山口県岩国環境保健所及び岩国市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**山口県告示第四百十号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	廃止年月日
中村整形外科	山口市大字吉敷三九〇三	平成一三、九、三〇
なかたまり歯科医院	周南市福川南町三番八号	平成一七、一、二、三一
武中デンタルクリニック	大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二三	" " "
くすのき薬局	宇部市大字船木六八二の一	平成一八、一、"

**山口県告示第四百十一号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	指定年月日
中村整形外科	山口市大字吉敷三九〇三	平成一三、一〇、一
なかたまり歯科	周南市福川南町三番八号	平成一八、一、"
武中デンタルクリニック	大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二三	" " "
くすのき薬局	宇部市大字船木六八二の一	" " "
みついで中央薬局	光市中央二丁目二番二二号	" " "

**山口県告示第四百十二号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名	施設名称	所在地	指定年月日
石田 志穂	藤栄丸接骨院	周南市大字久米三二四六	平成一八、二、一

**山口県告示第四百十三号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	事業の種類	廃止年月日
医療法人あるう会	岩国市中津町一丁目二四番三三三号	医療法人あるう会	認知症対応型共同生活介護	平成一八、二、二八
有限会社とみや	" 麻里布町二丁目一番一八号	有限会社とみや福祉事業部	福祉用具貸与	平成一六、九、三〇

**山口県告示第四百十四号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人あるう会 岩国市中津町一丁目二四番三号	医療法人あるう会 まいわい号	岩国市車町一丁目八番二二号 対応型 共同生活介護	平成一八、三、一
株式会社はんど 宇部市小松原町二丁目一〇番二四号	はんど山口店 山口市大内長野七七六の二	福祉用具貸与	平成一七、一〇
有限会社とみや 岩国市麻里布町二丁目一番一八号	有限会社とみや福祉事業部 岩国市麻里布町二丁目一番一八号	"	平成一六、一〇

**山口県告示第四百四十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	指定年月日
医療法人社団恵水会 美祢市大嶺町東分三三三七の一	居宅介護支援センター さくら	美祢市大嶺町東分三三三七の一 平成一六、一

**山口県告示第四百四十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
山口市二島東土地改良区	梅ノ木遠下池地	ため池の整備	平成一八、三、一〇

**山口県告示第四百四十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
長門市	鐔見地区	ため池の整備	平成一八、三、一〇

**山口県告示第四百四十八号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 牛のブルセラ病検査
  - (一) 目的  
牛のブルセラ病の発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（平成十四年四月一日以降に検査を受けた牛を除く。）  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛  
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（平成十四年四月一日以降に検査を受けた牛を除く。）
  - (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
急速凝集反応法
- 二 牛の結核病検査
  - (一) 目的  
牛の結核病の発生を予防するため

- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（平成十四年四月一日以降に検査を受けた牛を除く。）  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛  
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（平成十四年四月一日以降に検査を受けた牛を除く。）  
4 受精卵の採取の用に供する雌牛
- (三) 検査の方法  
ツベルクリン皮内注射法
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 目的  
牛のヨ―ネ病の発生を予防するため
- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（平成十四年四月一日以降に検査を受けた牛を除く。）  
2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（平成十四年四月一日以降に検査を受けた牛を除く。）
- (三) 検査の方法  
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 目的  
伝達性海綿状脳症検査
- (一) 区域  
山口県全域（萩市見島を除く。）
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体

- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）  
2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- (三) 検査の方法  
馬伝染性貧血検査
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 目的  
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
馬の全部（平成十四年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。）
- (三) 検査の方法  
寒天ゲル内沈降反応検査
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 目的  
豚のオーエスキー病検査
- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると思われるもの  
2 繁殖の用に供する目的で県外から移入した豚又は県外へ移出しようとする豚
- (三) 検査の方法  
ラテックス凝集反応法
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 目的  
鶏の高病原性鳥インフルエンザ
- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (三) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (四) 検査の方法  
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
- (五) 目的  
家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査
- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
- (三) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (四) 検査の方法  
急速凝集反応法
- (五) 目的  
腐蛆病検査
- (一) 区域  
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲  
みつばちの全部
- (三) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (四) 検査の方法  
肉眼検査

### 山口県告示第四百十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射
- (一) 目的  
牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法  
1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射  
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射  
2 イバラキ病 皮下一回注射
- 二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射
- (一) 目的  
牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法  
前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射  
前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射
- 三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

- (一) 目的  
牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
  - (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
  - (五) 注射の方法  
筋肉一回注射
- 四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射
- (一) 目的  
牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
  - (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
  - (五) 注射の方法  
筋肉一回注射
- 五 牛の炭疽<sup>そ</sup>予防注射
- (一) 目的  
牛の炭疽<sup>そ</sup>の発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛
  - (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
  - (五) 注射の方法  
皮下一回注射
- 六 豚の流行性脳炎予防注射

- (一) 目的  
豚の流行性脳炎の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚
- (四) 期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法  
越夏豚にあつては皮下一回注射  
未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第五十号

山口県建設業者提出書類閲覧所の設置に関する告示(昭和六十一年山口県告示第三百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

「玖珂郡玖珂町六二六二の四」を「岩国市玖珂町六二六二の四」に改める。

山口県告示第五十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、光中央土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理組合の名称  
光中央土地区画整理組合
- 二 事務所所在地  
光市中央六丁目三一番一〇号
- 三 設立認可の年月日  
平成十六年十二月十日

四 変更認可の年月日  
平成十八年三月十七日

**山口県告示第百五十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称  
岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称  
岩国都市計画公園事業六・六・一岩国運動公園

三 事業施行期間  
平成十一年九月二十一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地  
岩国市牛野谷町一丁目及び平田四丁目

**山口県告示第百五十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称  
周南市

二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画公園事業五・五・四百一永源山公園

三 事業施行期間  
昭和四十七年二月十二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地  
周南市土井一丁目、政所二丁目、宮の前一丁目、大字富田及び大字下上

**山口県告示第百五十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、玖珂都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称  
玖珂町

二 都市計画事業の種類及び名称  
玖珂都市計画下水道事業玖珂町流域関連公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十八年十二月二十三日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地  
玖珂郡玖珂町

**山口県告示第百五十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周東都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称  
周東町

二 都市計画事業の種類及び名称  
周東都市計画下水道事業周東町流域関連公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十九年四月六日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地  
玖珂郡周東町大字下久原、大字西長野、大字上久原、大字川上及び大字用田

山口県告示第五十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、小野田都市計画臨港地区本港臨港地区の分区を次のとおり指定する。  
 その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び山陽小野田市建設部土木課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

山陽小野田市大字小野田字港の一部及び字港地先

(二) 面積

八・一ヘクタール

山口県告示第五十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、小野田都市計画臨港地区東沖臨港地区の分区を次のとおり指定する。  
 その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び山陽小野田市建設部土木課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

山陽小野田市大字小野田字小野田二ノ割沖の一部

(二) 面積

四・六ヘクタール



(二五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十八年三月十七日から同年七月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 原田 昭彦  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ブラザクリエイト	株式会社ブラザクリエイト
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社富宮製パン所	有限会社富宮製パン所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社野村共栄堂	有限会社野村共栄堂
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社みどり屋酒店	有限会社みどり屋酒店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フロリスト・タナカ	有限会社フロリスト・タナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フロリスト・タナカ	有限会社フロリスト・タナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フロリスト・タナカ	有限会社フロリスト・タナカ



う者の住所	有限会社フロリスト、タナカ	防府市大字西浦三二四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	コダマ薬品有限会社 有限会社フロリスト、タナカ	児玉 敏雄 田中 昭夫

四 届出年月日  
平成十八年三月三日  
変更年月日  
平成十八年十一月四日

(一五二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年三月十七日から同年七月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ徳山東店  
所在地 周南市大字久米三〇九五の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 原田 昭彦  
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、四三四平方メートル	一、六四二平方メートル

駐車場の収容台数	九〇台	五九台
駐輪場の収容台数	五〇台	四八台
荷さばき施設の面積	七九平方メートル	一五〇平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	一八立方メートル	二二立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所	三箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後六時まで	午前六時から午後八時まで

四 届出年月日  
平成十八年三月三日  
変更年月日  
平成十八年十一月四日

(一五三) 県営別所地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営別所地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
県営別所地区ため池等整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十八年三月二十日から同年四月十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林部農村整備課

(一五四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防衛施設庁広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する

旨の通知がありました。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量（施設測量）

二 作業の地域

防府市大字田島

三 作業の期間

平成十八年二月七日から同年三月三十一日まで

（二五五）契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年三月十七日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

出納局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校ネットワーク用端末機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年三月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

四千九百二十二万四千円

七 入札公告日

平成十八年一月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(一) 調達方法

購入

(二) 落札方式

最低価格



山口県教育委員会告示第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条の二第一項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。

平成十八年三月十七日

山口県教育委員会

一 技能教育のための施設の名称及び所在地

KIT高等学院徳山駅前本校 周南市新町二丁目二七番一号

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎

課題研究

英語実務

ビジネス基礎

課題研究

英語実務

三 指定年月日

平成十八年三月十日



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成十八年三月九日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成十八年三月十七日

山口県労働委員会会長 加藤政男

氏名 略 歴

加藤 政男 山口県労働委員会公益委員

山口県労働協会理事長

柳澤 旭 山口県労働委員会公益委員

山口大学経済学部教授

大田 明登 山口県労働委員会公益委員

弁護士

北本 時枝 山口県労働委員会公益委員

税理士

中坪 清 山口県労働委員会公益委員

弁護士

大塚 健二 山口県労働委員会労働者委員

マツタ労働組合副執行委員長

杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員

トクヤマ労働組合執行委員長

中野 威 山口県労働委員会労働者委員

日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

長嶺 平治 山口県労働委員会労働者委員

日本労働組合総連合会山口県連合会会長

山田 正人 山口県労働委員会労働者委員

全日本運輸産業労働組合連合会山口県連合会執行委員長

浅野 正之 山口県労働委員会使用者委員

宇部興産株式会社顧問

大谷 憲史 山口県労働委員会使用者委員

東洋鋼鉄株式会社取締役下松工場次長

内藤 知則 山口県労働委員会使用者委員

サンデン交通株式会社常務取締役

山田 義裕 山口県労働委員会使用者委員

宇部鉄工業協同組合理事長

山中 直之 山口県労働委員会使用者委員

山口県経営者協会専務理事

小谷 典子 前山口県労働委員会公益委員

前山口県労働委員会労働者委員

阿部 哲男 前山口県労働委員会労働者委員

前山口県労働委員会労働者委員

須之内良夫 前山口県労働委員会労働者委員

前山口県労働委員会労働者委員

吉木 英一 前山口県労働委員会労働者委員

猪塚 一夫 前山口県労働委員会使用者委員

井上 徹 前山口県労働委員会使用者委員

中田 士朗 前山口県労働委員会使用者委員

川尻 博之 山口県労働委員会事務局次長

家根内健二 山口県労働委員会事務局次長

齊藤 憲平 山口県商工労働部労政課長

藤井 俊照 山口県東部労政事務所長

菅野 能久 山口県西部労政事務所長

平成十八年三月十七日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）